

## 飯 南町インバウンド事業視察ツアーを 開催し海外からの観光客を誘致し

7月9日～10日にかけて、飯南町観光協会が主催で、「飯南町インバウンド事業視察ツアー」が開催されました。

このツアーは、外国人から見た飯南町の日本文化、伝統、観光地の魅力や、観光する上で必要なサービスなどの意見を、これからの事業展開に取り入れるために開催されました。

ツアーでは、産直市や大しめなわ創作館、りんご園、赤名酒造、加田の湯、もりのす、ヤマメの釣り堀など町内各所を視察し、2日目の最後に意見交換を行いました。

### ※インバウンド

観光という視点で見ると、外国人旅行者を、自国へ誘致すること。（海外から日本へ観光客を誘致すること）



赤穴八幡宮にもお参りしました



1日目の昼食では、一福で舞茸の天ぷらそばをいただきました



しめ縄製作も体験

## 有害鳥獣対策 後継者確保対策補助金制度 を創設しました

中山間地域におけるイノシシなどの有害鳥獣による農林産物への被害は、農業者にとって深刻な問題となっており、飯南町でも近年有害鳥獣による農林産物への被害件数が増加傾向にあります。

しかしながら、有害鳥獣対策に携わる担い手の高齢化が進んでおり、担い手の確保が有害鳥獣対策の大きな課題となっております。

こうした状況を踏まえ、この度、飯南町では有害鳥獣による農林産物への被害を軽減する取組を促進するため、新たに狩猟免許を取得される方を対象とした有害鳥獣対策後継者確保対策補助金制度を創設しました。

対象となる経費、内容、補助金額及び対象者の要件は、下の表のとおりです。

■お問い合わせ  
産業振興課（嶺原庁舎）  
電話 72・0313



対象経費	狩猟免許資格取得	銃器購入
補助対象内容	第一種免許の取得	散弾銃又はライフルの購入
補助額	免許の取得に係る経費 (上限130,000円)	購入経費の2分の1の額 (上限100,000円)
対象者の要件	① 町内に住所を有し、町税等の滞納がない方 ② 新たに狩猟免許を取得した方(更新は除く) ③ 率先して有害鳥獣捕獲に協力できる方	

## 国民健康保険

平成27年度国民健康保険料率が決まりました。

これまで、被保険者の皆さんに段階的な保険料率の引き上げをお願いしていましたが、本年度は昨年度と同じ保険料率となります。

国民健康保険事業の安定的な事業運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 加入・脱退の届出をお忘れなく！

就職により職場の健康保険に加入した場合、または健康保険から脱退された場合など、役場窓口で速やかに手続きをお願いいたします。（保険証、印鑑などが必ず必要です。）

	平成27年度国民健康保険料率		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付分
所得割	9.03%	3.09%	3.08%
被保険者均等割	26,200円	9,000円	11,500円
世帯平等割	18,300円	6,300円	5,900円

※所得割／被保険者全員の前年(平成26年中)の総所得を基に計算したもの  
 ※被保険者均等割／被保険者1人ひとりに対して均等にかかるもの  
 ※世帯平等割／被保険者の世帯ごとにかかるもの

### 保険料の軽減措置が拡大されました。

減額される世帯	減額される額 (均等割・平等割)
前年所得が33万円以下の世帯	7/10
前年所得が33万円に被保険者1人当たりに26万円を加算した額以下の世帯	5/10
前年所得が33万円に被保険者1人当たりに47万円を加算した額以下の世帯	2/10

### ■お問い合わせ

住民課(税務担当)電話76・2213／保健福祉課(保健担当)電話72・1770

## 「年金情報流出」を 口実にした犯罪に ご注意ください！

年金情報流出を口実に、日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報」を削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

「振り込め詐欺」や「個人情報情報の詐取」などの被害にあわないよう注意してください。

●日本年金機構から、この件で加入者の方に電話やメールで連絡することは、一切ありません。なお、流出が確認された方への新しい基礎年金番号は、郵送でお知らせします。

●日本年金機構が、この件で加入者の方にお金やキャッシュカードを要求することは一切ありません。

●日本年金機構が、この件で加入者の方にATMの操作をお願いすることは、一切ありません。

「自分の年金情報が流出しているのでは？」など、ご心配の方は、下記専用電話窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

■お問い合わせ／日本年金機構専用電話窓口(通話料はかかりません)  
 電話 0120・818211  
 受付時間／8時30分～21時(平日及び土日)

## 後期高齢者医療保険

平成27年度の保険料率が決まりました。

本年は昨年度と同じ保険料率となります。（下の図を参考）

### 被保険者証が新しくなります。

新しい被保険者証(紫色)をお送りしています。

8月1日以降は、新しい被保険者証をお使いください。

平成27年度 後期高齢者医療保険料率 (島根県内均一)	
均等割額	43,440円
所得割率	8.53%

※均等割  
被保険者1人ひとりに対して均等にかかるもの。所得が低い世帯の方は、所得水準に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。

※所得割  
被保険者の前年(平成26年中)の総所得金額-基礎控除額(33万円)×所得割率

### 保険料の算定・納付について (※国保・後期高齢共通)

飯南町では4月から6月の間は、仮算定により保険料を賦課しています。7月からは、確定した年間保険料額から6月までに納付いただいた保険料額を差し引いた残りの額を、来年3月までの9カ月に分けて、納めていただきます。年金からの天引きにより保険料を納めていただいている方も同様です。